

事務連絡
令和2年1月9日

各府省社会保障・税番号制度主管課 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

個人番号カードのICチップに記録された情報を利用した本人確認について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第16条の本人確認措置について、本人確認のデジタル化・厳格化を推進する政府決定を踏まえ、本日、各都道府県番号制度主管部局に対し、別添事務連絡を送付しています。

番号法第16条の本人確認措置について、個人番号カードのICチップに記録された情報を利用いただきますよう、貴課におかれましては、制度所管部局を通じ、各所管制度の実務を担う関係機関・地方公共団体等や関係業界団体等の個人番号利用事務等実施者に対し、別添事務連絡を踏まえ、周知をお願いします。

(問い合わせ先)

内閣府大臣官房番号制度担当室 平岡、大山

連絡先：03-6441-3482

i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

事務連絡

令和2年1月9日

各都道府県社会保障・税番号制度主管部局 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

個人番号カードのICチップに記録された情報を利用した本人確認について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第16条の本人確認措置を個人番号カードにより行う場合は、対面・非対面に関わらず、個人番号カードのICチップに記録された情報を利用して行うことができます（別紙「本人確認の措置」を参照）。

こうしたICチップによるデジタル技術を活用した本人確認については、

- ・ 偽造困難なICチップに記録された情報を利用することで、厳格な本人確認を実施できる
- ・ 本人確認情報（書類のコピー等）の保管の負担が軽減される

等の効果が期待されるものであり、券面に記載された情報を利用した本人確認より推奨されるべきものです。

デジタル技術による本人確認手段の促進については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）に記載されています。また、こうした政府決定を踏まえ、金融機関等の業界団体に対しては、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び各業所管官庁から、（添付参考資料）により、できる限り早期かつ円滑に本人確認のデジタル化・厳格化に対応いただく旨の要請が行われております。

個人番号利用事務実施者である各地方公共団体等におかれましても、以上を踏まえ、番号法第16条の本人確認措置について、（添付参考資料）16ページの「本人確認を確実に行うために～『券面事項確認アプリの活用方法』」を参照の上、個人番号カードのICチップに記録された情報を利用いただきますようお願いいたします。

本事務連絡の内容につきましては、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課において適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（問い合わせ先）

内閣府大臣官房番号制度担当室 平岡、大山

連絡先：03-6441-3482

i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

本人確認の措置

【1. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

番号確認

- ① 個人番号カード【法16】 ※ ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認
- ② 通知カード【法16】
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令120】

対面・郵送(注1)

- ④ ①、②が困難であると認められる場合【昭50】
 - ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)
 - イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)
 - ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)
- エ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。
- オ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ氏名、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所が記載されているもの)

オンライン

- ① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【昭4-1】
- ② 以下のいずれかの措置
 - ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【昭4-2-1
 - イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【昭4-2-1
 - ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)【昭4-2-1
 - エ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【昭4-2-1
 - オ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ氏名、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信【昭4-2-1
- ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。

電話(注2)

- ① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【昭50-5】
- ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【昭50-1
- ③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【昭50-2-3】
- ④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【昭50-4】

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出【昭11】

(注2) 日本年金機構における年金相談業務での個人番号の提供を想定。本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

身元(実存)確認

- ① 個人番号カード【法16】 ※ ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認
- ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【昭10-1、昭12-1
- ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されているもの)【昭10-2、昭2-1
- ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【昭10-3、昭50】
 - ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
 - イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されているもの)
 - ⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【昭10、昭50】
 - ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ
 - イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対して限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所の確認
 - ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認
 - エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認
 - オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認
- ⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を動かし、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【昭50】

- ① 個人番号カード(ICチップの読み取り)【昭4-1

- ② 公的個人認証による電子署名【昭4-2-1
- ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【昭4-2-1】
 - ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。

- 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【昭50】
- ※ 給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

【Ⅱ. 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合】

| 代理権の確認 | 代理人の身元(実存)の確認 | 本人の番号確認 |
|---|--|--|
| <p>① 法定代理人の場合 は、戸籍簿本その他 その資格を証明する 書類【即6①-1】</p> <p>② 任意代理人の場合 には、委任状【即6②-1】 ③ ①②が困難である と認められる場合に は、官公署又は個人 番号利用事務実施 者・個人番号関係事 務実施者から本人に 対し一に限り発行・ 発給された書類その 他の代理権を証明す るものとして個人番 号利用事務実施者 が適当と認める書類 【即6③-1】</p> <p>※ 本人の健康保険証 などを想定。</p> | <p>① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【即7①-1】</p> <p>② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されているもの)【即7②-1】</p> <p>③ ①②が困難である場合、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ商号又は名称、ⅱ本店又は主たる事務所の所在地が記載されているもの)【即7③-1】</p> <p>④ ①②が困難である場合、以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(ⅰ氏名、ⅱ生年月日又は住所が記載されているもの)</p> <p>⑤ ①②が困難であると認められる場合、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもつて③に代えることができる。【即7⑤-1】</p> <p>⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人選いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない【即7⑥-1】</p> | <p>① 本人の個人番号カード又はその写し【即8-1】</p> <p>② 本人の通知カード又はその写し【即8-1】</p> <p>③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【即8-1】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【即9④-1】 イ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【即9④-2-1】 ウ 住民基本台帳の確認(市町村長)【即9④-4】 エ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【即9④-5】 オ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所が記載されているもの)【即9④-6】</p> |
| <p>○ 本人及び代理人の ⅰ氏名、ⅱ生年月日 又は住所並びに代理 権を証明する情報の 送信を受けることそ の他の個人番号利 用事務実施者が適 当と認める方法【即10 -1】</p> <p>※ 電子的に作成され た委任状、代理人の 事前登録などを想定。</p> | <p>○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【即10-2】</p> <p>※ 公的個人認証による電子署名のほかに民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。</p> | <p>① 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【即10③-1】</p> <p>② 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【即10③-1】</p> <p>③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【即10③-1】</p> <p>④ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【即10③-1】</p> <p>⑤ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(ⅰ個人番号、ⅱ氏名、ⅲ生年月日又は住所が記載されているもの)若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【即10③-1】</p> <p>※ 個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。</p> |
| <p>○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【即9⑥-1】</p> <p>※ 本人と代理人との関係、給付の受取先金融機関名等の複数職取などを想定。</p> | <p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【即9⑤-1】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【即9⑤-1】</p> <p>③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【即9⑤-2-1】</p> <p>④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【即9⑤-4】</p> | <p>① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【即9⑤-1】</p> <p>② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【即9⑤-1】</p> <p>③ 都道府県知事保存本人確認情報の確認(都道府県知事)【即9⑤-2-1】</p> <p>④ 住民基本台帳の確認(市町村長)【即9⑤-4】</p> |

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出【即11】

(注2) 日本年金機構における年金相談業務での個人番号の提供を想定。本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報検査、管理する場合に限る。